平成２５年（フ）第８４１号
東京都小金井市貫井北町２丁目３番７号ガーデンハイツ201
債務者　津田　美幸
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６２号
熊本県水俣市長野町３番５号
債務者　牛久　智章
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月18日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第７４７号
東京都多摩市馬引沢２丁目４番地の７花みずき新館304
債務者　畠山　真幸
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７６６号
東京都小金井市前原町３丁目３番27号コーポ寿106
債務者　野村ひさ子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７８８号
東京都府中市小柳町４丁目６番地の３コーポ表203
債務者　瀬川　克彦
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６０４号
横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目６番27号
債務者　飯野　博
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６５９号
横浜市保土ケ谷区岩井町83番地　ハイネス83―101号
債務者　熊倉　邦子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６７０号
横浜市中区曙町１丁目１番地４　エクシール伊勢佐木905号室
債務者　小川　広記
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６７３号
横浜市港北区樽町１丁目22番15―506号
債務者　宮平　勉
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６７６号
横浜市保土ケ谷区上菅田町105番地43　ビューハイム鈴木203号
債務者　安達　修悟
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１１２８号
札幌市中央区北５条西29丁目１番１―419号
債務者（破産者）　松田　尚喜
1　主文　当裁判所が平成25年７月24日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「札幌市北区新川５条１丁目３番52―103号」とあるのを「札幌市中央区北５条西29丁目１番１―419号」と更正する。
2　決定年月日　平成25年９月25日
札幌地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２６号
香川県観音寺市観音寺町甲2823番地
破産者　山下　康之
1　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
2　一般調査期日　平成25年12月24日午前10時
平成25年９月24日
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第２８４９号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目７番22号　アート・メゾン播磨Ⅱ403号
破産者　尾形　稔
1　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
2　一般調査期日　平成25年11月18日午後３時
平成25年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６号
長野県大町市平2112番地932
破産者　荒家　秀司
1　破産債権の届出期間　平成25年10月28日まで
2　一般調査期日　平成25年12月24日午後２時45分
平成25年９月26日　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４５３５号
大阪市北区中津１丁目４番８号
破産者　株式会社ヒシモト
1　破産債権の届出期間　平成25年10月28日まで
2　一般調査期日　平成26年１月27日午後３時
平成25年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４号
大阪府羽曳野市東阪田177番地の１ウィズテリア東阪田101号、前住所大阪府富田林市梅の里１―23―19
破産者　松平　儀人
1　破産債権の届出期間　平成25年10月28日まで
2　一般調査期日　平成25年12月19日午前10時50分
平成25年９月26日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第９０６号
埼玉県新座市東２丁目５番11号　アンジェリーク503号室
破産者　藤田　一
1　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
2　一般調査期日　平成25年11月19日午前11時30分
平成25年９月24日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係